

奈良県告示第百七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和六年六月十一日

奈良県知事 山下 真

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
佐々木 弘光	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 ○番地	脳神経外科（ 聴覚障害、平 衡機能障害、 音声・言語機 能障害）	令和六年五 月十三日
松岡 龍太	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 ○番地	脳神経外科（ 聴覚障害、平 衡機能障害、 音声・言語機 能障害）	令和六年五 月十三日
山川 延宏	奈良県立医科大学 附属病院	橿原市四条町八四 ○番地	口腔外科（そ しゃく機能障 害、音声・言 語機能障害）	令和六年五 月十三日